

# 平成28年第10回玉名市農業委員会総会議事録

平成28年10月5日（水）午後2時 玉名市役所 4階 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	5番	赤松 繁之
7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸	9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介
11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	14番	下川 安	15番	平野 忠臣
16番	野澤 博幸	17番	高根 政明	18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二
20番	斎藤 潔公	21番	田上 一	22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔
24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正	26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜
28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男	30番	平本 博	31番	永田 眞一
32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實	36番	丸山 陽治
37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

4番 西畠めぐみ 6番 横手 良弘 13番 森川 正志 35番 中村 亘

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎  
参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 議 題

- 第 63号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
- 第 64号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第 65号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
- 第 66号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
- 第 67号 農用地利用集積計画の決定について
- 第 68号 農地の買入協議について

## 報 告

- 第 23号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 24号 農地の形状変更届について

## 1. 開 会

○事務局長（福田高広君） こんにちは。定刻となりました。ただいまから始めさせていただきます。

本日は4番の西畠委員、6番、横手委員、13番、森川委員、35番、中村委員、4名から欠席の届出があっており、現在34名の出席でございます。農業委員会会議規則第6条により会議は成立しておりますので、平成28年第10回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 会長より御挨拶をいただきまして、会議規則4条により議長をお願いし、議事進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。公私ともに大変お忙しい時間にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

何よりも今日の台風でございますけれども、お陰様で何の被害もないようにそれてくれましたので、本当に安心しております。本当に良かったと思っております。これから稲刈りなんかも始まっておりますし、皆さんも大変お忙しいと思っておりますけれども、どうぞ今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは早速でございますけれども、議事に入りたいと思ひます。

本日の議案は、議第63号より議第68号までの142件と、報告第23号より24号までの35件が提案されています。慎重なる御審議、よろしくお願ひいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録の署名委員は、33番の井本委員と34番、尾池委員をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第63号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第63号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成28年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、中尾の申請人で、申請物件が中尾の畑307㎡外1筆、計442㎡を相手方の要望と経営拡張による売買です。

2番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,449㎡外2筆、計11,327㎡を子へ贈与するものです。

3番、横田と伊倉の申請人で、申請物件が横田の田768㎡を夫の甥へ贈与するものです。

4番、千葉県柏市と熊本市北区の申請人で、申請物件が安楽寺の畑725㎡外1筆、計1,573㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

5番、小野尻と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑5,72㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

6番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,098㎡を甥へ贈与するものです。

7番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,008㎡外5筆、計17,412㎡を子へ贈与するものです。

8番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,360㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

9番、大浜町と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田2,410㎡外1筆、計3,355㎡を小作地取得による売買です。

10番、天水町の申請人で、申請物件が横田の畑333㎡外15筆、計14,639㎡を甥へ遺贈するものです。

11番、熊本市南区と天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑394㎡外1筆、計927㎡を労力不足と相手方の要望による売買です。

以上11件、合計52,906.72㎡を御提案申し上げております。農地法3条第2項の各号禁止規定から申請内容を審査し、取得後の農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件を超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） はい、5番、赤松です。

1番の案件ですけど、譲受人の畑が隣接地ということで、下限面積も5,645㎡でクリアしておりますので、許可相当と思われます。それで、栽培はそら豆を作

られるそうです。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○8番（松本恒幸君） はい、2番の案件について説明申し上げます。8番の松本です。

譲渡人、受人は親子関係であり、事務局の説明どおり子への贈与ということですので、何ら問題もないと判断いたします。許可相当と判断いたしました。どうか御審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） 3番、11番の浦谷です。

3番の件は、譲り人が82歳ということで高齢で、あとに譲る甥の方がおられまして、この方が下限面積もクリアしておられますので、甥の方に贈与することとございます。何ら問題ないということで、許可相当と思います。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○14番（下川 安君） はい、14番の下川です。4番について説明をいたします。

この件につきましては、譲受人が今回の熊本地震で被災をされまして、住居を探していたところ、玉東町に農家と農地を一緒に買ってほしいというような、今、譲渡人という方がいらっしゃいまして、移住を考えていたこともあります。その農地もということなんで、この際、農業を始めようということで一大決心して、一人でされるものです。

この譲渡人もですけど、玉東町に5,000㎡、それから今回の申請農地が1,573㎡という農地をお持ちでしたので、今回この農地をと申請が上がっているところですよ。

玉東町の農地については、玉東町のほうで農業委員会総会に提案され、許可予定ということですけども、それで下限面積がクリアするのかなという見込みでしたけども、とりあえず9月7日に新規就農審査会というのをこの事務局で開催をいたしまして、聴き取り調査を行いました。そういう中で、玉東町では栗や梅等の果樹、各種の野菜を作付けされるということ、今回の申請地には、梅や米等の作付けをする予定ですよということで、将来的には加工品を作って販売していきたいというような、そういう要望でした。なお、伯父さんが農業をされておられまして、その伯父さんから機械、それから技術などの支援が受けられるというようなお話でしたので、そういうことから、この申請には問題ないのかなということで、よろしくお願

たいと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○19番（中嶋昭二君） 19番、中嶋です。5番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足で、譲受人は経営拡張ということで、この譲受人の人は酪農を  
されていて、下限面積も満たしているので、許可相当だと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番の田上です。6番、7番の件について説明します。

6番は、譲渡人と譲受人は甥で、申請人の甥への贈与です。

それから、7番も譲渡人と譲受人は親子で、子への贈与であり、全ての案件につ  
いて許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、9番も一緒ですので、どうぞ続けてお願いします。

○31番（永田眞一君） すみません、8番だけ説明いたします。31番、永田です。

8番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、相手方の要望であり、また隣接地でもあ  
り、何も問題なく、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、どうぞ。

○32番（出口京子君） 32番の出口です。

9番の案件は、譲渡人は労力不足で、譲受人は経営拡張で、下限面積も満たして  
おります。譲渡人と譲受人は親戚関係で、数年前から小作されています。何ら問題  
なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、10番、どうぞ。

○34番（尾池秀實君） 34番、尾池です。

譲渡人は数年前に亡くなられており、遺言書に基づいて、子どもがいないので、  
兄の次男、甥に遺贈するということであり、何ら問題はないと思われま。以上で  
す。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番、どうぞ。

○38番（村端一弘君） はい、38番、村端です。11番の案件について申し上げま  
す。

譲渡人はお子さんが早く亡くなられて労力不足、また譲渡人の息子さんと譲受人が同級生ですので、何ら問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から11番まで、担当委員さんの説明が終わりました。

ここで何か皆様より、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○18番（取本一則君） はい。

○議長（永田知博君） どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本です。

1番のことでちょっと聞きたいんですけど、報告23号のほうの31番で解約をしてあるんですよね。

○5番（赤松繁之君） はい。

○18番（取本一則君） この譲受人は、借人に農地を997㎡貸し付けておられたのを解約して、耕作開始て書いてあるんですけど、耕作開始ていうとなんか全然農業はされてなかったのかなと思って、この1筆だけをただ耕作開始という意味でこういうふうに書いてあるのか、それと、この442㎡の2筆、所有権移転で買われましたけど、ちょっと丸の違うかなと思って、7,500,000て書いてあるもんだけなんです、えらい高かねと思って、ほかんところを見るとしゃが、安楽寺なんか1反5畝で315,000円ぐらいで、750,000円の間違いじゃなかつたらどうかといろいろ思ってますね、そうするとこの馬場淳一さんて方は、今5,645㎡持っておられて、この442㎡と992㎡を足すと、7,079㎡ぐらいを今度耕作さるっということですよ。この3つを。

○5番（赤松繁之君） よかですか。

○18番（取本一則君） はい。

○5番（赤松繁之君） 私から。

○18番（取本一則君） ここは事務局じゃなかと。

○5番（赤松繁之君） はい。よかですか。

○18番（取本一則君） どっちでんよかです。

○5番（赤松繁之君） 私が聞いたところでは、足してのどうも5,460㎡やったですかね。

○18番（取本一則君） 足して5,000㎡ですか。足してというが、この委員会を通過せんと足すこたできんでしょうから。5,600㎡とか言いよったでしょう。赤松委員が言いよんなはっとは、足して、聞いたところによると足すと5,600㎡とか言いよんなはるけんね。まだ委員会が終わらな足すこたでけんぞて。

○参事（西山美和君） もう解約で報告されてある件ですので。

- 5番（赤松繁之君） 解約した分まで含めたところで5,000㎡超えて。
- 18番（取本一則君） なら前4,000どしこだったということ。
- 5番（赤松繁之君） みたいです。
- 参事（西山美和君） 以前からずっと作ってらっしゃる慣行小作権だったですかね。
- 18番（取本一則君） こら聞かんとわからんけん。ここは数字のポンと出てきとつです。その流れがわからんけん。わからんでしょう。いやいやそんなら解約がこち出てきとんなら、解約は下のほうで報告で出てきとるわけだけん。
- 5番（赤松繁之君） はい。
- 18番（取本一則君） それを足し込んだところが5,645㎡、997㎡を足した分が5,645㎡ですよと。それに今度442㎡を所有権移転でもらいなはつとですよという話なら、5,645㎡足すの442㎡が、この委員会後の面積になるということね、許可、OKになれば。
- 事務局長（福田高広君） 今、取本委員がおっしゃられてるとおりですね、36ページの報告31の997㎡を足したところが5,645㎡、それに今回442㎡を足すと。997㎡がなかと5,000㎡ないものですから、今回解約して5,000㎡にして所有権移転をするという話です。
- 18番（取本一則君） 5,000㎡を超えとらんと買われんけん、解約して。
- 事務局長（福田高広君） そうです。
- 18番（取本一則君） しなはつたということですね。
- 事務局長（福田高広君） はい。
- 18番（取本一則君） これがやっぱり7,500,000円になってしまう。
- 事務局長（福田高広君） 7,500,000円は双方の話合いですので。
- 18番（取本一則君） 丸のな、いっちょ書き間違いかなて思ってちょっと心配・・・。
- 5番（赤松繁之君） 多分隣接地というか、買われるところの隣接地に自分とこの畑があるけんが、将来的には宅地かなんかに。
- 18番（取本一則君） これは将来的にはここの付近はあれでしょう。
- 5番（赤松繁之君） はい。じゃないかなと。
- 18番（取本一則君） 農振除外で宅地化見込まれる地域ですね。
- 5番（赤松繁之君） はい、そうです。
- 18番（取本一則君） そうですね。そっでなからなこら700何十万円・・・。
- 5番（赤松繁之君） だけん、私もそがん聞いたつですよ。
- 18番（取本一則君） ああ、そうですか、はい。わかりました。
- 5番（赤松繁之君） えらい高かけんがですね。

○議長（永田知博君） ほかにはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかに御意見、御質問はないようでございますので、採決に移ります。

議第63号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第63号は許可することに決定しました。

次に、議第64号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第64号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、三ツ川と荒尾市の申請人で、申請物件が三ツ川の田249㎡外15筆、計11,387㎡を農業者年金受給のため、平成28年10月5日から15年間契約するものです。

以上1件、11,387㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

○17番（高根政明君） 17番の高根です。1番議案について説明をします

農業者年金を継続して受給するための、今後15年間の契約再設定の申請であります。なお、借人と貸人は親子関係であり、別に問題等もなく、許可すべきものと考えているところであります。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員さんの説明が終わりました。

御質問ありませんか。

（なしの声）



○議長（永田知博君） 御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第64号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第64号については、許可することに決定しました。

次に、議第65号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第65号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が築地の畑184㎡で、転用目的は農業用施設でございます。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が伊倉の畑55㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が横島町の田395㎡で、転用目的は宅地拡張でございます。農地区分は、概ね10ha以上の農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可でございますが、土地の周辺において居住し、日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで許可可能でございます。

以上、3件、合計634㎡を提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、御提案申し上げます。地元委員さんと現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） はい、5番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人は、農業で梨を作っておられます。梨とかぶどうです。今度、父親が亡くなって遺産相続を受けて、書類を確認したところ、今、使っている資材倉庫の所有地が農地であったということでの申請でございます。父親の話では、4代前からそ

の場に納屋があったということで、考えることなく平成12年の1月に今の資材庫を建てたということで、書類を見て、これではいかんということで申請になったということです。それで、ちなみに税金は宅地並み課税を支払っているそうです。現地調査の結果、許可相当ではないかと思しますので、よろしく御審議をお願いします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） はい、11番、浦谷です。2番の件について説明いたします。

申請人は、ただいま東京のほうに住んでおりますが、大体伊倉出身で、その元の家のお隣に畑がありまして、その畑の一部に宅地もありまして、その宅地に今度、個人住宅を建てる計画で、今あります家を解いて、そっこのほうに建て直すということで、その中に畑が55㎡ほど、地目が畑という形で残っておりましたので、そこを宅地に変更して、宅地並みにしたいということで申請を出しておられますので、現場視察しましたところ、何の不備もないということで、許可相当と考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○30番（平本 博君） はい、30番、平本です。3番の案件について説明いたします。

転用目的は宅地拡張ということであります。将来的には農業用倉庫建築予定だそうです。第1種農地であります。農用地区域外、また宅地の南側に接しており、宅地合計面積も1,000㎡以下ということで、何ら問題なく、許可相当と思えます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま1番から3番まで担当委員さんの説明が終わりました。

何か御質問などございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第65号、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第65号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第66号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第66号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が山田の畑340㎡で、転用目的は店舗・事務所兼共同住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の畑58㎡で、転用目的は宅地分譲地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が山田の田1,201㎡で、転用目的が宅地分譲地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。前の2番と3番は、ここは続けて同じところでございます。

4番、申請物件が築地の田346㎡外2筆、計1,848㎡で、転用目的が宅地分譲地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が伊倉の畑425㎡外1筆、計495㎡、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が伊倉の畑396㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が岱明町の畑39㎡、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上7件、合計4,377㎡を御提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案申し上げております。また、地元委員さんと現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○5番（赤松繁之君） はい、5番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人は、株式会社クリエイティブを経営されております。事務所が借りているというため、今回会社所有の事務所兼店舗と共同住宅を建築のための申請です。場所は、築山小学校の東側300mくらいのところで、北と南に市道が通り、西側は宅地、東側はNTTの鉄塔が建っているというところで、木造2階建てで1階を事務所兼店舗、2階を共同住宅ということです。給水は北側市道の上水道を利用し、生活雑排水は北側市道の下水道を利用、雨水は集水枡を設けて道路側溝へ放流する。周りには農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、2番と3番の案件について説明します。

申請人は、不動産業で宅地分譲するための申請です。場所は、築山小学校の東南東150mくらいのところです。東側には市営の住宅、北側は住宅地があるところで、非耕作地で、南側は譲渡人所有の水田があります。西側は里道と水路があります。工事は周りをL型擁壁で囲み、土砂流失等を防ぎ、宅地分譲は5区画で位置指定道路を設けると。給排水はそれぞれ市営の上下水道を利用し、雨水は地下浸透をはかり、オーバーした分は道路側溝へ放流するそうです。現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、4番の案件です。

申請人は、建設業で宅地分譲を行うための申請で、分譲は6区画だそうです。場所は、ベスト電器玉名店の北側で、住宅地が点在するところの不耕作地があるところです。周りをL型擁壁で囲み、盛り土を1mぐらいして土砂の流失を防ぐということです。共有の道路を設け、その左側に6区画の分譲、給排水は市営の上下水道を引き込み利用する。雨水は自然浸透をはかり、オーバーした分を道路側溝へ排水するそうです。周辺農地には影響がないようにするというので、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○12番（志水武保君） 12番、志水です。

5番の案件はですね、申請人が現在借地住まいということで、子どもたちも大きくなったということで、手狭になったということで、両親が少しそばがいいだろうということで、この物件を選ばれたそうでございます。

なお、個人住宅で平屋建てだそうございまして、場所はですね、桃田運動公園の南向きの段々畑の一番下の段になります。それで給水は玉名市の水道を利用し、雑排水は合併浄化槽を使って、また雨水もその市道の側溝へ流すということで、そして今現在ですね、芽竹といいますか、ニガ真竹が植わっているようですから、30cm掘削をして、そしてまた新しい土地をまた30cm埋めて施工にしかかるとい

ことでございますけど、今言いましたように、段々畑の一番下でございますので、隣接地に迷惑をかけるというようなこともないようでございますので、許可相当と思います。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） はい、11番の浦谷です。6番の件について説明いたします。場所は玉南中学校の真裏で、譲受人の両親がその中学校の横に住んでおられます。譲受人の自宅のすぐ道反対側になるところでございますが、今熊本市内に住まわれておりますが、地震のためアパートが住む状態でなくなったため、ただいま奥さんのほうの家に同居しているということでございます。そのためどこか宅地をということを探していたところ、両親のすぐそばに宅地に適したところがあるということを知り、ここに一応希望ということで申請を出されております。

ここの宅地にするにしても、もともとは道路よりも低い畑でございますので、そこを譲渡人の方が土を埋めて道路並みにしておられます。そのとき石垣をずっと積んでおられますが、その石垣よりも少し盛り土のほうが高くなっておりますので、今度工事されると土砂の流失の可能性がありますので、現地調査のとき、流失のないようにブロック2段ぐらい、一応その石積みの上に設けてくださいということで、流失防止を一応こちらのほうから申し渡しております。

排水につきましても側溝がすぐ前を通っておりますし、水道もその道路に埋設してありますので、上水道ともに市の側溝並び水道を利用するというところでございますので、何ら問題はないということで許可相当と思います。審議よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） はい、23番の中島です。7番の案件について説明いたします。

ここは岱明中学校の前の道路から南のほうに150mから200mぐらい行ったところで、第3種農地で、農用地区域外になっています。住宅街が道路沿いにずっと並んでいるところの農地です。譲受人は、譲渡人の旧住まいを解体し、個人住宅の建設を計画されています。それに伴い進入路の一部が畑だったということで転用の申請になっております。雨水は西側にある市道の側溝に流すということです。隣接する土地は、現況どおりということで何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から7番まで、担当委員の説明が終わりました。  
御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 何も御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第66号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第66号については、許可することに決定しました。  
次に、議第67号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(福田高広君) 議第67号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成28年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。  
別紙、農用地利用集積計画(案)のとおり、市長より意見を求められております。  
今回は12ページから26ページまでの集積でございます。

所有権移転が1件の1,232㎡、利用権設定が118件の741,307㎡、合計119件の742,539㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え、御提案申し上げております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。  
御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第67号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第67号については、原案どおり決定することになりました。  
次に、議第68号、買入協議を行う旨の通知の要請についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第68号、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について。下記の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく利用権の設定等（所有権の移転）について、あっせんを受けたい旨の申出があったので、農地中間管理機構等を含めた利用調整等を行いました。不調に終わったため、同法第16条第1項の規定により、玉名市長に対し同法第16条第2項の規定による申請者へ通知するよう要請するものとする。平成28年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、横島町からの申請人からあっせんの申出がございました。申請の農地は、横島町の畑20,165㎡で平成28年9月15日申出者により公益財団法人熊本県農業公社を交え調整を行いました。不調に終わっております。不調の理由といたしまして、所有者の申出価格が18,000,000円、これに対して農業公社が最近の近傍地の買収価格については、10a当たり700,000円から800,000円で、金額が不一致のため結局不調に終わっております。

しかしながら、優良農地のため認定農業者に売り渡されなければならない物件ということで、市長に対し買入の申出を要請するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

どうぞ。

○30番（平本 博君） はい、30番、平本です。説明いたします。

この農地は、横島干拓新栄の中心地に位置し、2町の広さがある優良農地です。所有者は、根物野菜を栽培していたが、この農地には不向きのため、農地を売り、代替地を購入したいと公社へあっせんの申出がされました。今回は、価格の不一致等で不調に終わっておりますが、事務局の説明どおり、認定農業者などの地域の望ましい担い手に農地利用を図ってもらうため、市長に買入の協議を要請することは妥当と思われれます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

ただいま1番について担当委員の説明が終わりました。

皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、買入協議を行う旨の通知の要請について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第68号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長(永田知博君) 次に、報告第23号、24号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(福田高広君) 28ページ、報告第23号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成28年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は28ページから36ページまでの33件、合計233,992㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、37ページでございます。

農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。平成28年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は2件の届出を受理しております。

以上で報告の説明を終わります。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございましたとおり、皆さん、ほかに何か御質問などございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告をこれもちまして終わりますけれども、今日はそのほかについていろいろ皆さんにお願いやらございますので、ちょっとそのまま継続でよろしいでしょうか。

-----○-----

閉 会 午後2時50分



以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成28年10月5日

玉名市農業委員会会長                      永田 知博

農 業 委 員                                      井本 義和

農 業 委 員                                      尾池 秀實